

（第一類 第一号）

第五回國會 衆議院 内閣委員會 議錄第二十八号

昭和二十四年五月二十三日（月曜日）

午後三時二十一分開議

出席委員

委員長 齋藤 隆夫君

理事青木 正君 理事小川原政信君

理事吉田吉太郎君 理事尾関 義一君

理事坂本 泰良君 理事床次 徳二君

理事木村 榮君 理事鈴木 幹雄君

江花 靜君 關内 正一君

丹羽 彪吉君 根本龍太郎君

柳澤 義男君 山本 久雄君

成田 知巳君 岡田 春夫君

出席政府委員

法務政務次官 山口 好一君

委員外の出席者

議員 今村 忠助君

議員 林 百郎君

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

五月二十三日

委員勝間田清一君及び成田知巳君辭任につき、その補欠として坂本泰良君及び山崎シヅエ君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事勝間田清一君の補欠として坂本泰良君が理事が当選した。

五月二十三日

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第一七四号）（参議院送付）の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
理事の互選

第一類第一号

内閣委員會議錄

第二十八号

昭和二十四年五月二十三日

- 委員派遣承認申請に関する件
閉会中の審査に関する件
法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第一七四号）（参議院送付）請願
- 一 資料調整事務所の地方廳移轉反對の請願（旦四郎君紹介）（第六五号）
 - 二 元警察官の恩給及び扶助料増額に関する請願（松浦東介君紹介）（第一〇三号）
 - 三 亞米行政機構存置の請願（小金義昭君紹介）（第一二五号）
 - 四 資料調整事務所存置の請願（吉田吉太郎君紹介）（第一四四号）
 - 五 道路運送監理事務所存続の請願（大野伴陸君紹介）（第二〇〇号）
 - 六 同小淵光平君紹介）（第二〇一、二号）
 - 七 兒童局廃止反對に関する請願（大和田義榮君紹介）（第二〇八号）
 - 八 道路運送監理事務所存続の請願（岡崎勝男君紹介）（第二二六号）
 - 九 同（満尾君亮君紹介）（第二五四号）
 - 一〇 林野行政と砂防行政との統一に関する請願（守島伍郎君紹介）（第二七六号）
 - 一一 資料調整事務所存置の請願（青木正君紹介）（第二七八号）
 - 一二 道路運送監理事務所存続の請願（小野瀬忠兵衛君紹介）（第二八九号）
 - 一三 同（小高嘉郎君紹介）（第三五八号）
 - 一四 道路運送監理事務所存続の請願（南好雄君外一名紹介）（第三六〇号）
 - 一五 同（大西順夫君外二名紹介）（第三六一号）
 - 一六 飼料配給公團存続に関する請願（武藤嘉一君紹介）（第四一五号）
 - 一七 道路運送監理事務所存続の請願（片岡伊三郎君紹介）（第四一六号）
 - 一八 東京地方商工局長野事務所存置に関する請願（吉川久衛君紹介）（第四二〇号）
 - 一九 食糧品配給公團存続の請願（高塩三郎君紹介）（第四二二号）
 - 二〇 道路運送監理事務所存続の請願（大野伴陸君紹介）（第四三一、二号）
 - 二一 同外四件（清水逸平君紹介）（第四三三、四号）
 - 二二 國立博物館職員を行政整理の対象より除外の請願（甲木保君紹介）（第四四一、二号）
 - 二三 道路運送監理事務所存続の請願（辻寛一君紹介）（第四四五号）
 - 二四 新設通商産業省の地方機關設置に関する請願（多武良君三君紹介）（第四四八、九号）
 - 二五 道路運送監理事務所存続の請願（淺香忠雄君紹介）（第四五五号）
 - 二六 同（平澤長吉君外一名紹介）（第四五六号）
 - 二七 同外十四件（飯塚定輔君紹介）（第四五七号）
 - 二八 元傷痍軍人の恩給増額に関する請願（小平久雄君紹介）（第四六〇号）
 - 二九 道路運送監理事務所存続の請願（河原伊三郎君紹介）（第四六一、二号）
 - 三〇 同（志田義信君紹介）（第四六二、三、四号）
 - 三一 藥務局存置の請願（有田二郎君紹介）（第四六八号）
 - 三二 道路運送監理事務所存続の請願（龍野喜一郎君紹介）（第四七五号）
 - 三三 同（松田鐵藏君紹介）（第四七六、七号）
 - 三四 資料調整事務所存置に関する請願（山本久雄君紹介）（第五一四、五号）
 - 三五 道路運送監理事務所存続の請願（佐々木更三君紹介）（第五二八、九号）
 - 三六 道路運送監理事務所存続の請願（首藤新八君紹介）（第五六五、六号）
 - 三七 同（松本六太郎君外四名紹介）（第五六六、七号）
 - 三八 同（岡田五郎君紹介）（第五六七、八号）
 - 三九 同（仲内憲治君紹介）（第五六八、九号）
 - 四〇 同（高橋定一君紹介）（第五六九、七〇号）
 - 四一 同（島田末信君紹介）（第五七〇号）
 - 四二 同（堀川恭平君紹介）（第五七一、二号）
 - 四三 同（松本六太郎君外五名紹介）（第五七三、四号）
 - 四四 同外一件（高橋權六君紹介）（第五七五、六号）
 - 四五 同外二件（小川原政信君外三名紹介）（第五七四、五号）
 - 四六 同（小野瀬忠兵衛君紹介）（第五七五、六号）
 - 四七 同（片岡伊三郎君紹介）（第五七六、七号）
 - 四八 同（森崎君紹介）（第五七七、八号）
 - 四九 同（坂本泰良君外一名紹介）（第五七八、九号）
 - 五〇 同（坂本泰良君外一名紹介）（第五七九、八〇号）
 - 五一 同（田中豊君紹介）（第五八〇、一、二号）
 - 五二 同（川野芳滿君外四名紹介）（第五八一、二、三、四号）
 - 五三 同（満尾君亮君紹介）（第五八四、五号）
 - 五四 同（成田知巳君紹介）（第五八五、六号）
 - 五五 同（菅家喜六君紹介）（第五八七、八号）
 - 五六 同外一件（坂本泰良君紹介）（第五八九、九〇号）
 - 五七 同（坂本泰良君外一名紹介）（第五九一、二号）
 - 五八 同外十件（坂本泰良君紹介）（第五九三、四、五、六、七、八、九、一〇号）

- (833)

外四名(第一八〇号)

二〇 夏時刻法改正の陳情書(香川縣知事多摩郡平町七百八十八番地秋山爲司(第一八二号))

二一 厚生省醫務局出張所存置の陳情書(國立札幌療養所長石井潔(第一八五号))

二二 厚生省醫務局出張所存置の陳情書外六件(京都府藥事協合理事長山村善助外六名(第一八七号))

二三 資材調整事務所存置の陳情書外八件(東京都中央區築地五丁目一番地東都水産株式會社社長長田口達三外二十七名(第一九四号))

二四 商工局出張所存置の陳情書外二件(日本天然瓦斯技術協會新潟支部長根本勝外二十名(第二〇七号))

二五 労働基準監督機關の職員を行政整理対象より除外の陳情書(三重労働基準委員會委員長野呂正達(第二〇九号))

二六 道路運送監理事務所存置の陳情書外二十五件(岡山縣自動車交通協會長松田莊三郎外百十五名(第二一〇号))

二七 商工局出張所存置の陳情書外二件(日鉄鋳業株式會社赤谷鋳業所辻塚儀十郎外十三名(第二一四号))

二八 砂防事業の一元化と砂防局設置の陳情書外四件(栃木縣塩原町長坂内四郎外三十九名(第二二六号))

二九 厚生省醫務局出張所存置の陳情書外三件(京都府藥劑師協會會長武田孝三郎外九名(第二三五号))

三〇 砂防行政の統一に關する陳情書外一件(新潟縣中頸城郡治水砂防協會長堀川徳右衛門外百二名(第二三六号))

三一 教育訓練所存置の陳情書(敦賀市長川原與作(第二四〇号))

三二 婦人少年局存置の陳情書(長野縣諏訪地方労働組合會議長井上正基(第二四一号))

三三 中央出先機關閉止の陳情書外一件(三重縣議會議長濱田正平外八名(第二四三号))

三四 道路運送監理事務所存置の陳情書外三件(大阪府福島區海老江中一丁目二十番地大阪交通株式會社取締役坂本行輔外五十七名(第二四四号))

三五 道路運送監理事務所存置の陳情書外三件(島根縣トラック協會會長佐々木太郎外十四名(第二五〇号))

三六 中央出先機關閉止の陳情書外二件(福岡縣知事杉本勝次外二名(第二五六号))

三七 通商産業省岡山支局設置に關する陳情書(岡山縣和氣郡吉永町岡山縣クレー工業協同組合理事長三村寅藏(第二五八号))

三八 通商産業省及各縣支局設置の陳情書(愛知縣碧海郡高濱町大字高濱字一色五番地三州瓦工業協同組合理事長岩月角太郎外四名(第二五九号))

三九 砂防事業の一元化と砂防局設置の陳情書(大分縣宇佐郡兩川村長安部邦夫外四十八名(第二六三号))

四〇 行政機構の整理刷新に關する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全國町村會副會長吉澤仁太郎(第二六六号))

四一 中央出先機關閉止の陳情書(熊本市長佐藤眞佐男(第二七二号))

四二 資材調整事務所存置の陳情書(長崎縣諫早市天満町千三百三十三番地小野製粉工場小野壽一(第二七三号))

四三 電力行政機構強化に關する陳情書(東京都千代田區西神田三丁目四番地電氣事業經營者會議委員長大西英一(第二七五号))

四四 道路運送監理事務所存置の陳情書(東京都中央區不挽町八丁目一番地全國乘用自動車協會會長新倉文郎(第二九〇号))

四五 商工局出張所存置の陳情書(日本民主自由黨後志支部長伊藤吾次郎外四名(第二九八号))

四六 資材調整事務所存置の陳情書(宮崎縣北諸縣郡城市西町土持壽吉(第三〇二号))

四七 砂防事業の一元化と砂防局設置の陳情書外三件(栃木縣上野郡南押原村長上野正外六十九名(第三〇九号))

四八 教育訓練所存置の陳情書(敦賀商工會議所會頭中島誠(第三一六号))

四九 商工局出張所存置の陳情書(岡山市西中山下岡山中丸具製造株式會社(第三一八号))

五〇 福井、敦賀兩縣議會存置の陳情書(福井縣議會議長高波武右衛門(第三二二号))

五一 商工局出張所存置の陳情書外一件(鳥取縣船養工業協同組合理事長濱部徳次外一名(第三三二号))

五二 中央出先機關閉止の陳情書外一件(香川縣知事増原惠吉外一名(第三三三号))

五三 資材調整事務所存置の陳情書(佐賀縣佐賀市唐人町五番地吉村義忠(第三三四号))

五四 中央出先機關閉止の陳情書(都道府縣議會議長代表石原永明(第三三六号))

五五 中小企業廳存置の陳情書(東京都港区芝田町一丁目十二番地森永ビル内日本中小企業連盟會長豊田雅孝外五名(第三三九号))

五六 行政整理に關する陳情書(宮城縣知事佐々木家壽治(第三四〇号))

五七 都道府縣衛生部存置の陳情書外一件(大阪府此花區春日出町下一丁目十五番地此花區醫師會會長高木平外二百三名(第三四四号))

五八 行政整理に關する陳情書(全通信労働組合山形郵便局支部長相馬忠義(第三五四号))

五九 公衆衛生局等存置に關する陳情書(東京都渋谷區原宿三丁目二百六十六番地日本助産婦保健協會護婦會協會會長井上たつえ(第三五九号))

六〇 通商産業省及各縣支局設置の陳情書(東京都江戸川區東小松川三丁目二千六百六十三番地全國中小企業連盟連盟代表瀧澤正之(第三六一号))

六一 中央出先機關閉止の陳情書(福岡縣議會議長稻垣稔(第三六五号))

六二 宗教官廳存置の陳情書(日本宗教連盟愛媛縣支部長神山壽發外四名(第三七〇号))

六三 中央出先機關閉止の陳情書(大阪府知事赤間文三(第三七四号))

六四 道路運送監理事務所存置の陳情書(久留米市白山町六十番地日華護謄工業株式會社取締役社長倉田泰藏(第三九三号))

六五 通商産業省新設に伴う輕金屬部門設置の陳情書(東京都中央區築地木挽町六丁目七番地輕金屬協會會長安田幾久男(第三九四号))

六六 厚生省醫務局出張所存置の陳情書(岡山縣藥劑師協會會長林平三郎(第三九五号))

六七 都道府縣衛生部存置の陳情書(千葉縣醫師會會長高橋信美(第四〇五号))

六八 道路運送監理事務所存置の陳情書外九件(熊本市池田町百五十一番地熊本自動車協會販賣店長與繩桂一外九名(第四一二号))

六九 福井、敦賀兩縣議會存置の陳情書(福井縣水産業會會長庄司與市郎外二十九名(第四一三号))

七〇 都道府縣衛生部存置の陳情書(兵庫縣醫師會會長小川達五郎(第四二〇号))

七一 道路運送監理事務所存置の陳情書外十件(山口縣自家用自動車組合理事長今西孫一外十五名(第四二二号))

七二 食糧品配給公團閉止反對に關する陳情書(全國味噌製造業者大會北海道代表福山甚之助外四十五名(第四五三三号))

七三 都道府縣衛生部存置の陳情書(愛知縣美容師連合會會長青木伸夫(第四七三三号))

七四 飼料配給公團存置の陳情書(大阪府畜産協會會長高田敏一外十

四名(第四八九号)。

七五 價格調整公園石砂部廃止の陳情書(徳島縣商工会議所会頭橋原浩一)(第四九五号)。

七六 都道府縣衛生部存置の陳情書(日本助産師協會奈良縣支部長今西義子)(第四九六号)。

七七 府縣林務部廃止反對の陳情書(徳島縣森林組合連合會長大久保其吉)(第五〇〇号)。

七八 石巻測候所存置の陳情書(石巻市長堀武志)(第五〇四号)。

七九 藥務局存置の陳情書(大分縣藥劑師會長西田大次郎)(第五一一号)。

八〇 恩給法臨時特例一部改正の陳情書(熊本市山町五百六十六番地船山シゲ)(第五二三号)。

八一 鐵路司法事務局大樹出張所存置の陳情書(北海道廣尾郡大樹村長高橋新市)(第五二四号)。

八二 松江市に監理局分室設置の陳情書(一件)(島根縣聯合旅客自動車協會長高橋米右衛門)(第五二五号)。

八三 各省設置法及び定員法施行反對の陳情書(外二二件)(東京都杉並区大宮前一丁目三十七番地南坊進策)(外二二件)(第五三〇号)。

八四 都道府縣衛生部存置の陳情書(外三件)(愛知縣一宮保健所運営協議會長伊藤一)(外二六件)(第五三二号)。

八五 資材調整事務所存置の陳情書(宮崎縣城市略農協同組合連合會代表井上輝夫)(第五三六号)。

八六 都道府縣衛生部存置の陳情書(一件)(廣島縣安藝保健所)(第五四一号)。

八七 飼料配給公園獨立存置の陳情書(鹿兒島縣飼料配給公園存置委員會)(第五五五号)。

〇 齋藤委員長 此より會議を開きます。

本日の日程に入ります前に御報告をいたしておきたいことがあります。本日委員勝間田清一君が辞任せられまして、その補欠として坂本泰良君が議長の名で補欠選任せられました。右御報告申し上げます。

なお辞任せられました勝間田清一君は理事でございまして、その補欠を選任をいたさねばなりません。委員長に御一任をお願いいたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇 齋藤委員長 御異議なければ坂本泰良君を理事に御指名いたします。

〇 齋藤委員長 此より本日の日程に入ります。法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案が参議院より送付されました。参議院において修正されました点について政府の説明を求めます。山口政務次官。

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國會議法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年五月二十三日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 幣原喜重郎殿

〔小字及び一は参議院修正〕

第十八條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第百十七條及び第百十八條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ヲ以テ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第百二十五條第一項中「第百四十一條」を「第百三十九條ノ二、第百四十一條」に改める。

第百三十九條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ヲ以テ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第百三十九條の次に次の一條を加える。

第百三十九條ノ二 登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者力之ヲ取扱フ

第百四十二條第一項を次のように改め、同條第三項を削る。

登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覧ヲ許スヘシ

第百四十三條を次のように改める。

第百四十三條 登記所ハ手数料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタル者ニハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ヲ交付シ又ハ登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト若クハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依リ證明書ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送

付スヘシ

第百五十條の三の次に次の二條を加える。

第百五十條ノ四 登記ノ申請書ニ捺印スヘキ者ハ豫メ其印鑑ヲ登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ委任ニ因リ代理人ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其委任ヲ爲シタル者ニ付テ之ヲ適用ス

第百五十條ノ五 登記所ハ會社又ハ外國會社ノ代表者ニシテ登記所ニ印鑑ヲ提出シタル者力手数料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタルトキハ其印鑑ノ證明書ヲ交付スヘシ

第百四十三條第二項ノ規定ハ前項ノ證明書ヲ送付ニ付キ之ヲ準用ス

第百五十一條第一項後段及び第二項を削る。

第百五十一條ノ二第二項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ述ハサルトキハ」に改める。

第百五十二條ノ三を次のように改める。

第百五十一條ノ三、異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記所ハ其異議ニ付決定ヲ爲スヘシ

第百五十一條ノ四中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ却下スル裁判力確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキハ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ」に改める。

第百五十一條ノ六第二項中「法務總裁」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第百五十六條の次に次の一條を加える。

第百五十六條ノ二 第百四十三條第

一項及び第百五十條ノ五第一項ノ手数料ノ額ハ〇政令ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十七條中「第十三條」を削り、「第二十二條」を「第二十二條第一項」及び「第五十九條」を「第五十九條、第百五十條、第百五十一條、第百五十三條及び第百五十四條」に改める。

第百八十條第一項中「總社員」を「社員」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項及び第四項を削る。

前項ノ申請書ニハ總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致アリタルコトヲ證スル書面其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但社員ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百八十八條第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事録其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但取締役又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百八十八條ノ二第二項中「第三項」を削る。

第百八十八條ノ三第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役に改め、同條第三項中「第三項」を削る。

第百九十二條を次のように改める。

第百九十二條 削除

六

第百九十七條第一項中「ノ全員」を削り、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事録其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス但無責任社員又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百九十八條ノ二第一項中「ノ全員」を削る。

第百九十八條ノ三を次のように改める。

第百九十八條ノ三 削除

第十九條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目録中「第五章 抗告」を「第五章 異議」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 登記事務ハ登記スヘキ權利ノ目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

不動産カ數箇ノ登記所ノ管轄區域ニ跨ルコトキハ申請ニ因リ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス但數箇ノ法務局又ハ地方法務局管内ノ登記所ノ管轄區域ニ跨ルコトキハ法務總裁ニ於テ之ヲ指定ス

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノ二 登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第十八條中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條ノ二 登記簿ノ全部又ハ一部ノ滅失シタル登記所ニ申請書綴綴ヲ備フ

第二十條第一項中「共同人名簿及ヒ圖面」を「及ヒ共同人名簿」に改め、同條第二項に次の但書を加える。

但申請書綴綴ニ綴綴シタル書面ニ付テハ其保存期間ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依リ記載ヲ爲シタル日より之ヲ起算ス

第二十一條第一項中「請求スルコト」得の下に「登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト又ハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ニ付キ亦同シ」を加え、同條第二項中「登記簿ノ謄本又ハ抄本」を「登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依リ證明書」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項ノ手数料ノ額ハ〇政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條中「又ハ豫審判事」を削り、同條に次の一項を加える。

前項但書ノ規定ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依リ記載ヲ完了スル迄ノ間ハ申請書綴綴ニ綴綴シタル書面ニハ之ヲ適用セス

第三十條中「府縣、郡、市、町村若クハ區」を「地方公共團體」に改める。

第三十二條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第三十五條に次の一項を加える。

官廳ノ所管ニ屬スル不動産ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ屬スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官廳又ハ公署ノ職員ハ第一項第五號ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

第四十一條、第四十二條及び第四十三條第一項中「戸籍吏」を「市町村長若クハ區長」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第七十二條から第七十五條までを次のように改める。

第七十二條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中ニ受附ケタル新登記ノ申請書、通知書、許可書及ヒ管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ之ヲ申請書綴綴ニ綴綴スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ綴綴アリタルトキハ登記スヘキ事項ニ付テハ綴綴ノ時ニ登記アリタルト同一ノ効力ヲ生ス

第七十三條 第六十條乃至第六十二條ノ規定ハ登記官吏カ前條第一項ノ規定ニ依リ綴綴ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス

申請書ニ登記済證ヲ添付スルコトヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ綴綴済證ノ添附ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第七十四條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間満了シタルトキハ遲滞ナク第七十二條第一項ニ掲ケタル書面ニ基キ登記簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 前條第一項ノ規定ニ依リテ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ登記済證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト同項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記ト紙觸スルコトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

當事者カ登記済證ヲ申請スル場合ニ於テハ第七十三條第一項ノ規定ニ依リ綴綴済證ヲ提出スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條の次に次の二條を加える。

第七十六條ノ二 登記用紙ノ綴綴夥多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三 登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ効力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條第二項中「壹貳參」を「貳貳參」に改める。

第八十五條第三項の次に次の一項を加える。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミヲ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十七條第三項中「前項ノ場合ニ」の下に「第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ」を加える。

第九十二條中「添附シ向建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ増減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ」を削る。

第九十七條中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百二條ノ二を次のように改める。

第二百二條ノ二 削除

第二百三條ノ三及び第二百三條ノ四を削る。

第二百六條第一号中「家屋臺帳謄本ニ依リ」の下に「自己又ハ被相續人カ」を加える。

第二百七條中「添附シ前條ノ規定ニ依リ申請ニ付テハ圖面ヲ」を削り、「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改める。

第二百四十一條中「戸籍吏」を「市町村長又ハ區長」に改める。

第二百四十二條ノ二及び第二百四十二條ノ三を削る。

第二百四十九條ノ二第一項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ述ハル者アリタルトキハ」に改める。

第二百四十九條ノ四 削除

に改める。

第五百五十條を次のように改める。

第五百五十條 登記官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五百五十一條中「抗告」を「異議」申立に「抗告状」を「異議申立書」に改める。

第五百五十二條を次のように改める。

第五百五十二條 削除

第五百五十三條中「抗告」を「異議」に、同條第一項中「抗告裁判所」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第五百五十四條から第五百五十六條までを次のように改める。

第五百五十四條 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトスルトキハ登記官吏ニ相當ノ處分ヲ命シ其旨ヲ異議申立人ノ外登記上ノ利害關係人ニ通知スルコトヲ要ス

第五百五十五條 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ處分ヲ爲ス前登記官吏ニ假登記ヲ命スルコトヲ得

第五百五十六條 削除

第五百五十七條中「抗告裁判所」及び「裁判所」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第五百五十八條及ヒ第五百五十九條を次のように改める。

第五百五十八條及ヒ第五百五十九條 削除

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右
國会に提出する。

昭和二十四年五月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

山口(好)政府委員 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、参議院において修正されました点を御報告申し上げます。

同法案の第五條によりまして、戸籍法の一部を改正いたしましたので、従来戸籍手数料の額を法律で定めるところとなつておりましたのを、今後政令で定めることにいたしました。これは地方自治法第二百二十二條によりまして、地方公共団体の長の徴収すべき手数料は、政令で定めるものとされておりますのみならず、現下の物價事情に即應して、適正な額を定めようには、政令でこれを定めるのが適當と考えられますので、法律において、その額を定める基準を示しまして、物價の情況、戸籍の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮すべきものといたしました。具体的な額を定めることを政令に譲つた次第であります。

他方、本法案の第十八條及び第十九條によりまして、非訟事件手続法及び不動産登記法を改正いたしましたので、非訟事件手続法第五十六條の二及び不動産登記法第二十一條によりまして、登記簿の謄抄本の交付、閲覧等の手数料の額を政令で定めるところとしたしましたが、前述いたしましたごとく、戸籍の手数料につきましては、法律で額を定める基準を示しておりますので、これと同様に、登記に關しましては法律で基準を示すのが適當であるという御意見が御出しまして、戸籍法の規定と同様の規定にいたしましたので、非訟事件手続法第五十六條の二及び不動産登記法第二十一條の規定が修正された次第であります。

なお本修正と財政法第三條との関係であります。戸籍登記の手数料は、財政法第三條の特例に関する法律によりまして、法律の定めまたは國会の議決を経なくてもこれを定め得ることとなつておりますので、念のためはつけ加えておきます。以上であります。

○齋藤委員長 御質疑が御座りますれば、御発言をお願いします。別に御質疑がなければこれより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

○齋藤委員長 そうですね。御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論は、いかにいたしましたでしょうか。

は、まことに遺憾にたえない。ついでに飼料配給公園を存続されたいというのでございます。何とぞ御詮議をお願いいたします。

○齋藤委員長 この請願も採択するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 採択することに決定いたします。

○齋藤委員長 次は日程第一九食料品配給公園存続の請願であります。

○小川原委員 ただいま議題となつております請願について要旨を申し上げます。

みその原料である大豆は、国内産だけの数量ではとうていまかなうことはできない。これが原料の八〇％は放出輸入原料によるほかはない現状であります。この放出原料による製品は、一手買取販賣機関である食料品配給公園によつてこれを配給し、その配給の全数量を公園で握り、その数量に基き、さらに原料の放出を申請するのであるが、統制解除後、いずれの機関によつてこれが数字を把握し、原料の放出を要請するのであるか、まことに憂慮にたえない。ついでにはみその円滑な配給を期するため、食料品配給公園の存続を要請するというのでございます。何とぞ御採択をお願いします。

○齋藤委員長 採択したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 それでは採択いたします。

○齋藤委員長 次は薬務局存続の請願であります。これは日程三二、六〇、六一、六五、九二、九七、九八、一〇

六、一二〇、一二一、一二四、一五二、この諸種の請願は同一性質のものでありますから、一括して議題に供します。

○小川原委員 ただいま議題になりました請願の要旨を申し上げます。

政府は行政機構の改革に伴い薬務局を廃止しようとしているが、保健衛生行政は、人に關する行政と、物に關する行政の二面に區別されるが、この異質的な二つの行政部門を単一の局で処理することはきわめて不合理であり、また從來厚生省における保健衛生關係の行政担当局中、行政の量から見て、薬務行政はまさにその筆頭に位置するものであるから、薬務局の存置を要望するといふのであります。何とぞ御採択あらんことをお願いいたします。

○齋藤委員長 これらの請願も採択することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○齋藤委員長 次は日程第七一、自治省新設の請願、文書表第七一七号であります。

○小川原委員 ただいま上げられております要旨を申し上げます。

現存する官僚の思想的障害は市町村の民主的自治の運営に影響するところが大いから、全国市町村を中心とする自治省を設置されたいといふのであります。何とぞ御採択あらんことをお願いいたします。

○齋藤委員長 この請願も採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なければ採択します。

ることに決定いたします。

○齋藤委員長 次は日程第八三、主要統計調査費全額國庫負担の請願、これについて御説明願います。

○小川原委員 ただいま議題となりました請願の要旨を申し上げます。

從來中央の要請により実施されてい

る主要統計調査は、統計法による秘密保護の規定あるいは中央集金の關係上、地方における利用價值はきわめて少い上、これが調査費は統計法第十七條及び地方財政法第十一條により全額國庫負担の義務が明記されているにもかかわらず、実情においては各調査平均五割を下らない市費負担となつてい

るの不合理である。ついでには、これら主要諸調査にあたつては、窮乏せる地方財政の負担とならないよう十分の予算的措置を講ぜられたいといふのであります。何とぞ御採択あらんことをお願いいたします。

○齋藤委員長 この請願も採択するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議がなければ採択することに決します。

○齋藤委員長 次は恩給法臨時特例改正に關する請願でございますが、これは日程一〇〇、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一二一より一三〇、一三七、一四二ないし一四五、一四九、一五〇、一五六、一六二、一六九、一七〇、一八四、一九〇、一九四、一九五、二〇一、二〇九、二一一、二二二、二二三、二三五、二五〇、二五五、二五八、以上いずれも同一性質の請願でございますから一括して議題に供します。

○小川原委員 ただいま議題となつております請願の要旨を申し上げます。

さきに恩給法臨時特例を改正し、恩給の増額が実施されたが、インフレの高進はなおとどまるところなく受給者の生活は困窮の一途をたどりつつある現状にかんがみ、公務員の給與改正に伴つて恩給を増額する法的措置を講ずるとともに、改正恩給法臨時特例においては、昭和二十一年七月一日を限

とする退職者の恩給額に著しい差異があるから、この不合理を是正されたいといふのであります。何とぞ御採択あらんことをお願いいたします。

○齋藤委員長 この請願も採択することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議がなければさよう決します。

○齋藤委員長 次は日程一六四、各省廳設置法案に關する公聴會開催の請願。

○小川原委員 ただいま議題となつております請願の要旨を申し上げます。

今回國會に提出された各省廳設置法案につき、政府は提出前あらかじめ各界の意見を聴取すべきであるのに、これを行ななかつたことはまことに遺憾である。思うに行政機構の改廢は人員整理に直接關係を有するばかりでなく、國民生活に重大な影響を及ぼすのであるから、官廳労働者の意見を聴取するため該法案の審議に際してはすみやかに公聴會を開催されたいといふのであります。何とぞ御採択あらんことをお願いいたします。

○齋藤委員長 この請願も採択することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議がなければ採択することに決します。

とに御異議ございませんか。

○齋藤委員長 御異議がなければさよう決します。

○齋藤委員長 本日の請願日程中、ただいま審議いたしました請願のほか

に、委員におかれまして採択すべきことを適當と認められるものがござい

ます。その際は、この際御発言をお願いいたします。

○床次委員 この請願の中の一六六に府縣衛生部存置の請願があります。同趣旨のものが二二六にあります。この二つは今回の行政整理にあたりまして、地方の衛生部があるいは廃止せられることがありましたならば、衛生行政上非常に影響が多いので、ぜひ存置せられたいといふのであります。これは御採択願えればつこうだと存じます。

なお同趣旨のものが厚生省の衛生三局を残すこととあわせて請願がしてあります。たとえば一四六、二四〇、二四九のごときのもので、これが一部はやはり衛生部の存置といふことを要望しております。この趣旨も御採択願えますればつこうと存じます。

○齋藤委員長 そうすると日程一四六、一六六、二二六、二四〇、二四九、この五つの請願を採択することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議がなければ採択することに決します。

○齋藤委員長 まだあります。

○坂本(泰)委員 日程三五、三六以下道路運送監理事務所存続の請願がた

さんありますが、これは結局請願の趣

旨を見ますと、地方委議にしてみたい
たくないために、現在のまま存続して
もらいたい。その理由は地方委議とな
れば、元來事務所が取扱つておるとこ
ろのガソリンの配給その他について、
地方バスに利用されるおそれがあるか
ら、やはり國家的に中央からの指示に
よる配給が公正であるから、そうして
もらいたいというのが大体の趣旨のよ
うに考えられるのであります。これは
一應存置して——今度の運輸省の設置
法では陸運局に併合されるようになつ
ておりますが、現在のところ存置とい
うことになつております。一般の要望
はやはりそういう意味でこの請願がた
くさん出ております。これはどうぞそ
の意味で御採択あらんことをお願いい
たします。

○齋藤委員長 今御説明になりました
道路運送監理事務所存続の請願、同種
類の請願を一括して採択することに御
異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 それではこの請願は採
択するに決します。

そうすると本日の請願の審査は大体
これで終了したいと思ひますが、
どうですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 それではこれで請願の
審査は終了いたします。ただいま採択
すべきものと認めました請願に対する
報告書の作成につきましては、委員長
に御一任を願ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 なお陳情書が大分出て
おりますが、陳情書の審査は請願と同
趣旨でありますからして、審査を省略
いたしたいと存じますが、別に御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議がなければさよ
うにとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会

〔参照〕

法務局及び地方法務局設置に伴う関
係法律の整理等に関する法律案（内
閣提出第一七四号）（予）
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年八月八日印刷

昭和二十四年八月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局